

熊本市生涯学習指針

～「わくわく学習都市くまもと」の実現を目指して～

【改訂版】

平成26年3月

熊本市教育委員会

目次

■ 策定の趣旨	1
■ 第1章 生涯学習を取り巻く現状と課題	3
1 生涯学習を取り巻く情勢の変化	4
2 本市における生涯学習の現状と課題	5
■ 第2章 基本的な考え方	11
1 基本的事項	12
2 基本理念	14
3 めざす『生涯学習都市くまもと』の姿	15
4 成果指標の推移と達成目標	15
5 指針の推進にあたって	16
6 基本施策	17
* 全体構想図	
7 各主体の役割	19
■ 第3章 施策の展開	21
1 施策の体系図	22
2 施策の方向及び推進施策	24
■ 参考資料	47

策定の趣旨

ここでは、本指針を策定する意義等について簡潔に示します。

策定の趣旨

熊本市では、これまで、社会教育法(昭和24年制定)等の関係法令などに基づき、だれもが生涯を通じいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果を社会に生かすことができる『生涯学習社会の実現』をめざし、平成14年には、第5次熊本市総合計画に基づき、本市の生涯学習推進に関する基本的な考え方や方向性を示す「熊本市生涯学習指針」を策定するなど、時代の変化や市民ニーズに対応した生涯学習の振興に積極的に取り組んできました。

しかしながら、今、我が国では、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが進められており、加えて、高度情報化やボーダレス化など、時代は急速に変化しています。

このような中、教育行政においては、平成18年には教育基本法が約60年ぶりに改正され、また、平成20年2月には、中央教育審議会から「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について」の答申が提出されるなど、新たな時代に対応した教育の推進や環境の整備が強く求められています。

また、まちづくりにおいては、急速な時代変化とともに、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業や政令指定都市の実現に向けた取り組みなど、市の将来を左右する課題等にも的確に対応し、活力と魅力にあふれた誇りが持てるまち「熊本市」を築き上げるための基本指針として、平成20年6月、「熊本市基本構想」が策定され、これに基づき、全市挙げた新しい熊本づくりに向けた取り組みが展開されています。

そこで、このような状況を踏まえ、全ての市民が、生活の質の向上や自己の充実啓発のため、生涯を通じて学べる機会を拡充するとともに、学習の成果を新しい熊本づくり等に適切に生かす仕組みをつくり、「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するための基本指針として、「熊本市生涯学習指針」を策定するものです。

第1章

生涯学習を取り巻く現状と課題

この章では、指針を取りまとめていくための前提となる、国の教育政策、市民のニーズ、社会的課題の現状等や、市民の学習活動、民間団体（※1）等の現状と課題および前指針の成果と課題など、熊本市における生涯学習施策の現状や課題を示します。

（※1）民間団体とは、民間教育事業者（カルチャーセンター等）・高等教育機関（大学等）・NPO・地域団体・企業など。

1 生涯学習を取り巻く情勢の変化

(1) 国の教育政策

今日、教育全般について様々な課題が生じており、学校・家庭・地域等社会全体で、教育改革に取り組むことが重要となってきました。

そのような中、平成18年12月に教育基本法が改正され、第3条に「生涯学習の理念」が新しく規定されたことをはじめ、第10条に「家庭教育」、第12条に「社会教育」、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」など、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られました。

さらに、教育基本法の改正を踏まえ、平成20年6月に社会教育法の一部も改正され、社会教育に関する国および地方公共団体の任務や教育委員会の事務、公民館・博物館・図書館等に関する規定が整備されました。

また、平成20年2月、中央教育審議会は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の諮問に対して、国民一人ひとりの学習活動を促進するために、多様な学習機会の提供や再チャレンジ可能な環境の整備等の必要性をうたうとともに、社会全体の教育力を向上させるため、学校・家庭・地域が連携する仕組みづくりの必要性を答申しました。

平成25年6月に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」において、3つの理念（「自立」「協働」「創造」）の実現に向けた生涯学習社会の構築のため、4つの基本的方向性（「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」）を掲げました。

(2) 学習に対する市民のニーズ

科学技術の高度化・情報化の進展等により、絶えず新しい知識・技能を習得し、それらを活用する能力が必要となってきています。また、週休2日制の普及や高齢化の進行等により余暇時間が増大し、その自由な時間を使って健康で生きがいのある人生を過ごそうと、市民はスポーツや学習の機会を求めようになりました。

加えて、今日では、経済的格差や非正規雇用、失業率の増加等が顕在化しており、これらに対応するため、就業に必要な知識・技能等の習得・更新など、このような先行き不透明な社会を生き抜く力を身につけるための学習ニーズも高まっています。

(3) 生涯学習を取り巻く社会的課題

都市化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化が指摘されています。一方で東日本大震災の影響もあって積極的に社会に参画し、他者と協働しながら地域づくりに貢献しようとする気運も見られます。こうした気運を持続的なものとし、地域課題の解決や地域づくりの取組を促進するため市民の学習活動の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていく必要があります。

また、急速な高齢化と人口減少社会の到来が予想される中、地域社会の活力を維持するためには、一人ひとりの能力の向上・底上げが不可欠であり、そのためには生涯学習の推

進が大変重要となります。

このように、生涯学習を取り巻く状況は大きく変化し、市民の学習ニーズが多様化するとともに、早急な対応を要する社会的課題が変化、拡大する中で、生涯学習の必要性がますます高まっています。

2 本市における生涯学習の現状と課題

(1) 市民の学習活動

平成20年に本市が行った「市民の生涯学習の実態に関するアンケート調査（以下、「市民アンケート調査」）」の結果によると、全国平均に比べ熊本市民の「生涯学習」の認知度は高くなっています。（表1参照）

また、生涯学習をしてみたいと考えている人や、大学等の高等教育機関が実施している公開講座に参加したいと考えている人の割合も、全国調査と比べて高く、熊本市民の生涯学習に対する関心や意欲が高いことがうかがえます。（表2-1、2-2参照）

その一方で、この1年くらいの間に生涯学習をしたことがあると答えた人の割合は、半数以下に留まっています。また、平成元年に本市が実施した同種の調査と比較しても、ほとんど差がなく、この20年くらいの間、生涯学習をしている人の割合が、あまり増えていません。（表3参照）

また、「講座や教室の開設時期・時間があわない」、「身近なところに施設がない」などについては減少傾向にあり、この20年間で生涯学習を推進するための環境整備もある程度、進みつつあるものの、「情報が入手できない」、「一緒に学習する仲間がない」、「費用がかかる」ことを理由としてあげている人の割合は、20年前より増えており、今後、生涯学習のさらなる振興を図っていくためには、適切な情報の提供等が必要です。（P6表4参照）

さらに、市民の7割近い人がボランティア活動への参加意向を持っているものの、実際にボランティア活動を行った市民は5割程度に留まっている状況もあり、学習成果を生かす環境づくりが不可欠です。（H20熊本市調査）

【表1】生涯学習という言葉を知っていると答えた人の割合

H20 熊本市調査	91.9%
H20 内閣府調査	80.5%

【表2-1】生涯学習をしてみたいと考えている人の割合

H20 熊本市調査	87.7%
H20 内閣府調査	70.5%

【表2-2】公開講座を受講してみたいと考えている人の割合

H20 熊本市調査	64.0%
H17 内閣府調査	35.0%

【表3】過去1年くらいの間に生涯学習をしたことがある人の割合

H20 熊本市調査	42.4%
H元 熊本市調査	40.1%

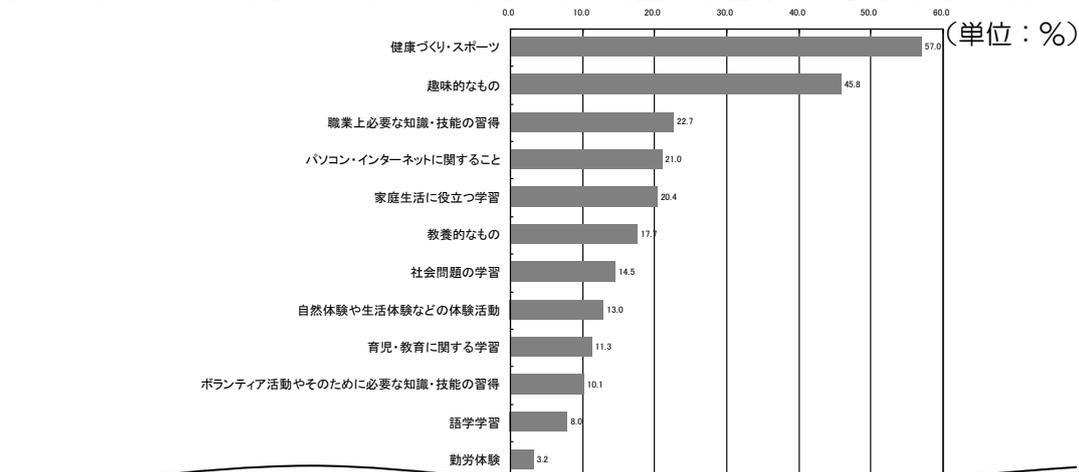
加えて、その際には、高齢社会に対応し、生きがいづくりはもとより収入を得ることを含めた場の創出も必要となると考えられます。

【表4】この1年くらいの間で生涯学習をしなかった理由
(主な項目を抜粋)

	H元 調査	H20 調査
仕事や家事が忙しく時間がない	35.8%	29.3%
希望の講座や教室がなかったり講座や教室の開設時期・時間が合わない	16.5%	13.6%
必要な情報が入手できない	12.0%	13.5%
費用がかかる	9.0%	12.1%
一緒に学習や活動する仲間がいない	5.7%	8.1%
身近なところに施設や場所がない	9.9%	4.5%
特に必要はない	4.5%	3.6%

また、市民アンケート調査では、市民が取り組んでいる学習活動の分野が、健康づくり・スポーツ、趣味的なものに集中していることが分かります。(グラフ1参照)

【グラフ1】この1年くらいの間、あなたが行った生涯学習はどのようなものですか。



健康づくり・スポーツ等も重要な学習活動ですが、急激かつ複雑に変化している今日の社会状況において、市民一人ひとりがいきいきとした日々の生活を営むためには、人権問題、環境問題、消費者問題など、多くの社会的課題に対応するための学習が不可欠であり、今後は、これらの課題解決に向けた学習機会のさらなる充実にも取り組む必要があります。

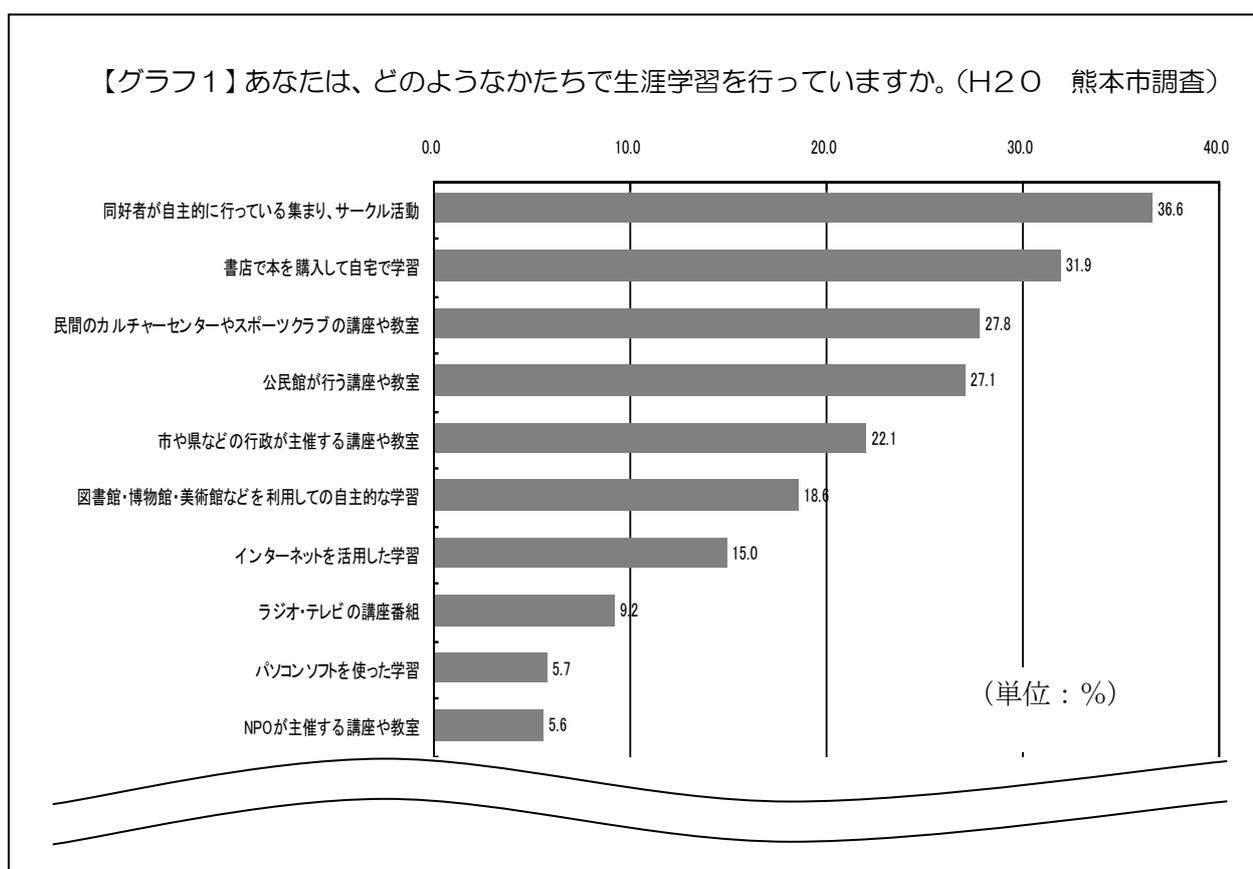
これらのことから、今後は情報提供、講座内容の充実、学習の場の提供のあり方などについて、より効果的な支援策を検討することが必要です。

(2) 様々な主体による学習機会の提供

本市では、民間教育事業者・高等教育機関・NPOなど、行政以外の多様な主体においても、数多くの学習機会を提供しています。

平成20年に本市が実施した市民アンケート調査では、市民が行っている学習形態として、民間のカルチャーセンターやスポーツクラブの講座や教室が、本市における生涯学習の拠点施設である公民館よりも上位にあがっていることが分かります。

なお、割合としては少ないものの、NPOが主催する講座や教室も今後拡充していくことが期待されます。(グラフ1参照)



また、民間教育事業者・高等教育機関・NPOでは、幅広い分野の学習機会が提供され、かつ、各主体ともそれぞれの特性を生かした講座や、自治体が行っていない分野の講座を行うなど、企画や実施にあたっての工夫も見られ、市民の学習機会の提供について、民間の教育機関がその特性を生かした重要な役割を担っていることがうかがえます。(P8表1参照)

【表1】講座や事業等の企画実施で工夫していること（上位5項目）

民間教育事業者	高等教育機関	NPO
土日や夜間など、受講生のニーズに応じた柔軟な時間帯での講座を行っている（60.0%）	土日や夜間など、受講生のニーズに応じた柔軟な時間帯での講座を行っている（50.0%）	自治体が行っていない分野の講座を行っている（53.6%）
自治体が行っていない分野の講座を行っている（50.0%）	人気講師を招へいしている（50.0%）	受講しやすい金額設定で事業を開催している（37.5%）
受講しやすい金額設定で講座を開催している（50.0%）	自治体が行っていない分野の講座を行っている（33.3%）	高度で専門的な内容の事業を行っている（32.1%）
取得できる資格の種類を増やすよう努めている（40.0%）	ワークショップ（※1）等参加体験型の学習に力を入れている（33.3%）	ワークショップ等参加体験型の学習に力を入れている（30.4%）
人気講師を招へいしている（40.0%）	高度で専門的な内容の事業を行っている（33.3%）	土日や夜間など、参加者のニーズに応じた柔軟な時間帯での講座を行っている（28.6%）

市民の生涯学習の実態及び今後の推進方策に関するアンケート調査報告書
 【民間教育事業者・高等教育機関・NPO対象】平成20年 熊本市教育委員会

さらに、生涯学習の推進について、民間教育事業者・高等教育機関・NPOともに、熊本市への協力の意向が高いことが分かります。（表2参照）

【表2】生涯学習の推進についての、熊本市への協力意向について

	民間教育事業者	高等教育機関	NPO
（協力できることが）ある	80.0%	81.7%	91.0%
〃 ない	0%	0%	3.6%
その他・無回答	20.0%	18.3%	5.4%

市民の生涯学習の実態及び今後の推進方策に関するアンケート調査報告書
 【民間教育事業者・高等教育機関・NPO対象】平成20年 熊本市教育委員会

また、地域公民館・PTA・子ども会・青少年健全育成協議会等の地域で活動する団体においても、地域住民のニーズに対応した学習や子どもの体験活動など、多くの特色ある学習機会を提供しています。

今後ますます多様化する市民の学習ニーズや社会的課題に対応し、いつでも、どこでも、誰でも学習できる環境をつくるためには、各主体の特性を生かした学習機会の提供を促進しながら、総合的な学習機会の充実に取り組んでいく必要があります。

（※1）「ワークショップ」とは、全ての学習者が学習の場に積極的に参加し、相互に学び合う過程を通じて様々な気づきや発見をする参加体験型の学習方法のこと。

(3) 前指針の成果と残された課題

平成14年3月に策定した前指針では、Ⅰ「学習推進体制の整備」、Ⅱ「学習活動の充実と支援」、Ⅲ「学習拠点の整備」の3つを基本目標として設定し、本市の生涯学習施策を推進してきました。これらの目標ごとの検証結果は以下の通りです。

基本目標Ⅰ「学習推進体制の整備」については、庁内関係課や国の機関等との連携による「ふれあい出前講座」の充実や、大学等との連携による「市民大学講座」の開設等の取り組みを行ってきましたが、庁内の関係各課や民間団体等との連携強化が課題となっています。

基本目標Ⅱ「学習活動の充実と支援」については、「乳幼児ママ・パパ教室」や、各種ボランティア養成講座など、さまざまな学習機会の提供のほか、図書館ホームページによる蔵書の検索・予約システム構築の取り組み等を行ってきました。今後は、民間団体等が実施する学習活動も含めた、情報の収集・提供体制の構築に向けた検討や学習相談体制のさらなる機能強化等を進めていく必要があります。

基本目標Ⅲ「学習拠点の整備」については、地域公民館建設・営繕費の助成や、博物館情報システムの導入等に取り組んできましたが、市民の学習ニーズが多様化する現代において、より実践的な学習活動に対応した、生涯学習関連施設のさらなる機能充実等に取り組んでいく必要があります。

また、前指針は、既に本市の他の部局で個別計画が策定されていたスポーツ、文化・芸術活動等の分野は除外された限定的なものとして策定されたことなどから、民間団体等のもとより、行政内部の指針としても十分機能することができませんでした。

このような中、熊本市では、平成20年4月1日から各総合支所・市民センター（現在総合出張所・出張所）に、「まちづくり交流室」を設置し、この交流室において市民協働による地域づくり活動の支援や推進、さらには、公民館活動などの生涯学習支援を担うこととするなど、市民に身近な場所での生涯学習の支援の充実に合わせ、この学習成果を地域づくりに生かす仕組みづくりに取り組んでいるところです。さらに、平成20年6月に策定した「熊本市基本構想」においては、構想の推進に当たって“協働と自立によるまちづくり”を掲げているところであり、今後、市民が生涯学習活動を通じ学んだことを地域づくりや公益活動（※1）等の具体的な活動に生かせるような環境づくりが、強く求められているところです。

（※1）「公益活動」とは、公共の利益に基づき、社会的役割（他人や社会への貢献）を意識した活動のこと。

第2章

基本的な考え方

この章では、指針に基づく生涯学習推進に向けた基本的な考え方として、指針の基本的事項、基本理念、3つの基本施策、各主体の役割等を示します。

1 基本的事項

(1) 指針の位置づけ

本指針は、熊本市基本構想(平成20年6月策定)で掲げる分野別基本方針「豊かな人間性と未来を切り開く力をはぐくむ教育の振興」に基づき、全ての市民が豊かな人生を送ることができるよう教育環境を整備するために、本市の生涯学習の推進における基本的な考え方や方向性を示したものであり、市民、民間団体、行政の協働(※1)による生涯学習社会の実現に向けた基本指針となるものであります。

本指針の策定にあたっては、中央教育審議会答申(H20.2)“新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～”等を参考とするとともに、生涯学習を取り巻く本市の現状や課題を踏まえます。

(2) 策定・中間見直しのながれ

本指針の策定にあたっては、市民の生涯学習に関する現状や意向、民間教育事業者(カルチャーセンター等)・高等教育機関(大学等)・NPO(民間非営利団体)の活動実態や問題点等を把握するために、平成20年2月、「生涯学習の実態および今後の推進方策に関する調査」を実施しました。

その後、教育長からの「新しい熊本市生涯学習指針について」の諮問を受け、6月に設置された「熊本市生涯学習指針策定委員会」において、専門的な立場から審議検討が進められました。また、併せて、熊本市社会教育委員会議での審議および生涯学習関係課連絡会議での調整等を経て、同年12月には委員会からの答申が出されました。

この答申に基づき、平成21年2月に熊本市としての指針を策定し、パブリックコメント(意見公募)に付すとともに市議会等へ報告し、同年3月には、熊本市教育委員会会議を開催し決定しました。

中間年である平成25年度には、連続性を考慮すべく施策体系や成果指標は維持しつつ、策定時に想定されていない新たな取り組みを位置づけるとともに見直しを余儀なくされているものについては変更や廃止等全体的な見直しを行いました。

(3) 指針の期間

指針の期間は、熊本市第6次総合計画及び平成23年2月に策定された熊本市教育振興基本計画との整合性を踏まえ、平成21年度から平成30年度までの10年間とし、中間年に当たる平成25年度に全体的に見直しを行いました。

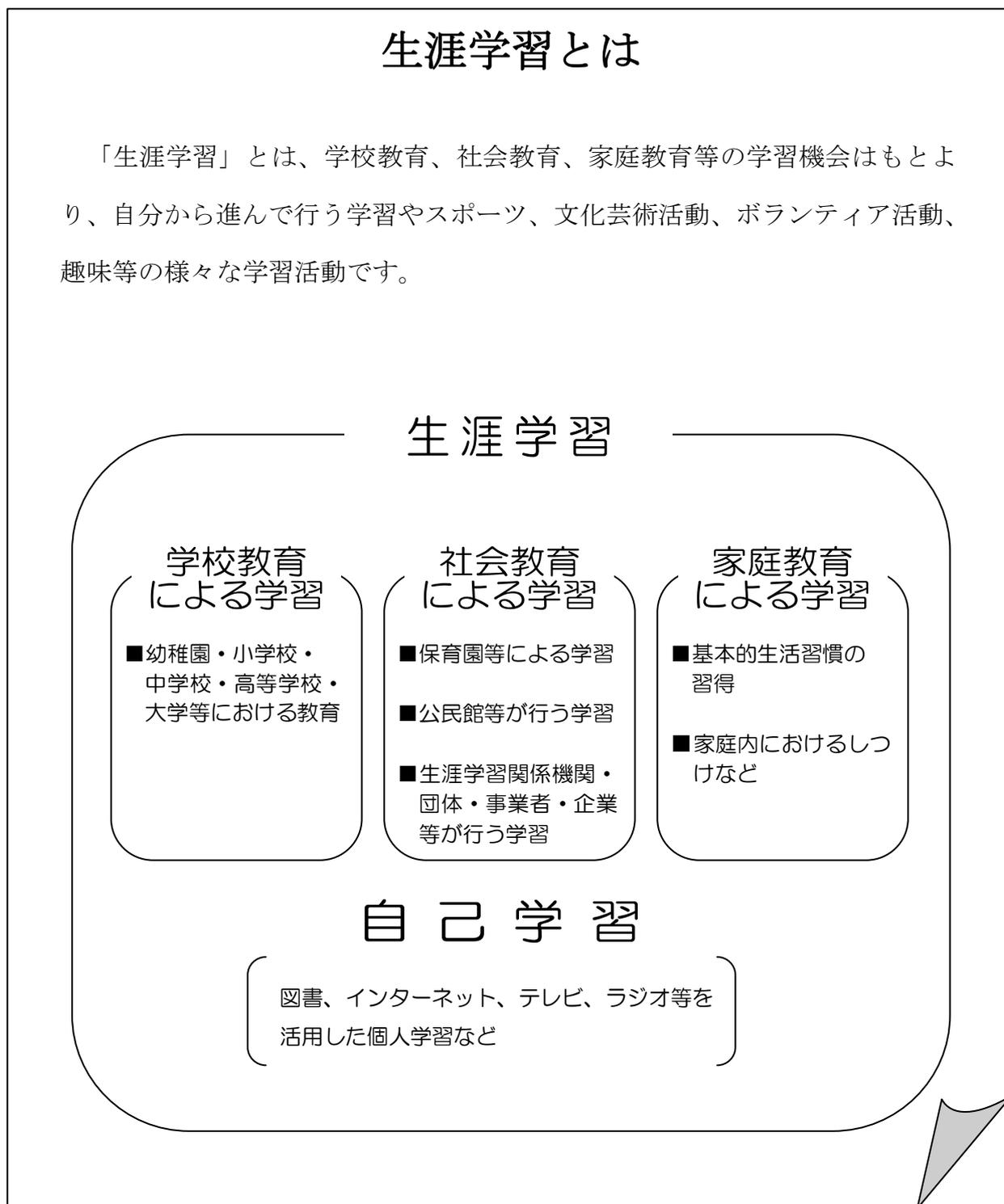
今後も社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて対応を図ることとします。

(※1)「協働」とは、同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い協力すること。

(4) 生涯学習社会の定義

本指針に基づき、市民協働で築き上げていく「生涯学習社会」とは、全ての市民が自ら進んで、いつでも、どこでも、様々な学習活動を展開するとともに、この学習活動の成果を自らの生活の向上はもとより、学習者同士、活動団体同士の交流や連携を通じてつながることで、「仲間づくり」から「地域づくり」、「まちづくり」を進めることができる社会を言います。

また、生涯学習の定義は以下の通りとします。



2 基本理念

今、我が国においては、社会・経済の成熟化が進む中で、物質的な豊かさに加え精神的な豊かさが重要になっており、人々は、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごす中で、自己実現を図ることを求めるようになっていきます。

特に、私たちが生きる21世紀は、著しい科学技術の高度化や情報化の進展等により、新しい知識が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で重要な基盤となる、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれており、このような時代において社会の持続的な発展を図るためには、知識を創造する人への投資が重要となります。加えて、行財政改革や地方分権が進み、様々な業務が官から民へ、国から地方へと移行されていく中では、地方や個人には、自己の責任において主体的に判断していくことが求められています。

このような時代変化を踏まえ、平成18年、約60年ぶりに改正された「教育基本法」においては、「新しい時代の教育の基本理念」として、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基礎として国際社会を生きる日本人」の育成がうたわれ、第3条には、「生涯学習の理念」が新設されました。

今後、熊本市においても、熊本市民一人ひとりが心豊かに生きがいを持って暮せる社会を築き上げるとともに、地方分権時代に対応し自立した地域社会を形成していくためには、歴史や風土をはじめとする地域の特性を生かしながら、市民の生涯学習への支援はもとより、地域社会の基盤強化のために地域全体の教育力の向上を図る必要があります。

熊本市は、「国を興すは、学を興すにあり」とした肥後細川藩の城下町であり、細川重賢しげかた（※1）公による「宝暦の改革」では「人づくり」が重視され、藩校「時習館」、医学校「再春館」等が創設されるなど、文教の府として栄えてきた歴史があります。

また、横井小楠（※2）の私塾である「四時軒」は、明治の近代化に大きな貢献をした人材を輩出しました。庶民教育でも、熊本は全国第5位の寺子屋数を誇り、後に「教育県」と呼ばれる礎を築きました。明治20年には、第五高等中学校（現在の熊本大学）が創設され、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲（※3））、夏目漱石（※4）が教師として赴任、今日でも「熊本スピリッツ運動」「森の都」「俳句文化」としてその足跡は息づいております。



細川重賢



横井小楠

- （※1）1747年に第6代肥後藩主となる。「宝暦の改革」といわれる行財政改革を断行して藩財政を立て直すとともに産業や教育の振興にも力を注ぎ「肥後の鳳凰」とも称された。
- （※2）1809年熊本城下の内坪井に生まれる。幕末から明治にかけて坂本龍馬や勝海舟等と親交を結び、越前藩主松平春嶽を助け幕末から明治初年までの政治に大きな影響を与えた思想家。
- （※3）1850年ギリシャに生まれる。1891年に第五高等学校の英語教師として来熊し以後3年間教鞭をとる。「知られぬ日本の面影」「東の国から」等の著書は熊本での体験や生活をもとに生み出された。
- （※4）1867年（慶応3年）江戸に生まれる。1896年に第五高等学校の英語教師として来熊し4年3月間教鞭をとる。「草枕」や「二百十日」等の著書は熊本での体験をもとに著されている。

そこで、今後、熊本市は、これまでの「文教の府」「教育県」の歴史と文化を踏まえ、熊本市の教育振興基本計画に掲げる「徳・知・体の調和のとれた教育都市くまもと」の実現に向け、基本理念である「学び わくわく くまもとの人づくり」のもと「学びを求め人づくり」「学びを深める人づくり」「学びを活かす人づくり」「学びでつなぐ人づくり」の4つの人づくりが機能するなか、全ての市民が、自己の充実・実現のために、主体的に生涯を通じて学習活動を行うとともに、この成果を自らの生活向上のみならず、豊かな地域づくり等の社会貢献につなげる、生涯学習都市くまもとの実現を目指します。

3 めざす生涯学習都市くまもとの姿

2の基本理念や熊本市基本構想を踏まえ、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を以下の通り描きます。

『わくわく学習都市くまもと』

「わくわく学習都市くまもと」は、いろいろな世代の市民が、自らの学びの成果を地域や社会に生かすため、わくわくしながら、新たな経験や学びに取り組む姿が見られるまちです。

ここでは、行政と民間との生涯学習ネットワークの中で、個人の要望と社会の要請に対応した学習機会がバランスよく提供され、個人の学習の成果が社会に還元されるとともに、それがさらなる学習につながっていくいわゆる持続可能な知の循環型社会として、生涯学習社会が構築されています。

そのような市民の意欲的、持続的な学びを支援し、生涯学習社会を構築しながら、「わくわく学習都市くまもと」の実現のため、今後、熊本市においては、本指針に基づき、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進します。

4 成果指標の推移と達成目標

「わくわく学習都市くまもと」の実現に向けた施策を展開するにあたって、進捗状況や効果を把握するための成果指標の推移と達成目標は、以下の通りです。

(1) 成果指標

過去1年間に生涯学習を行った市民の割合

(2) 成果の推移

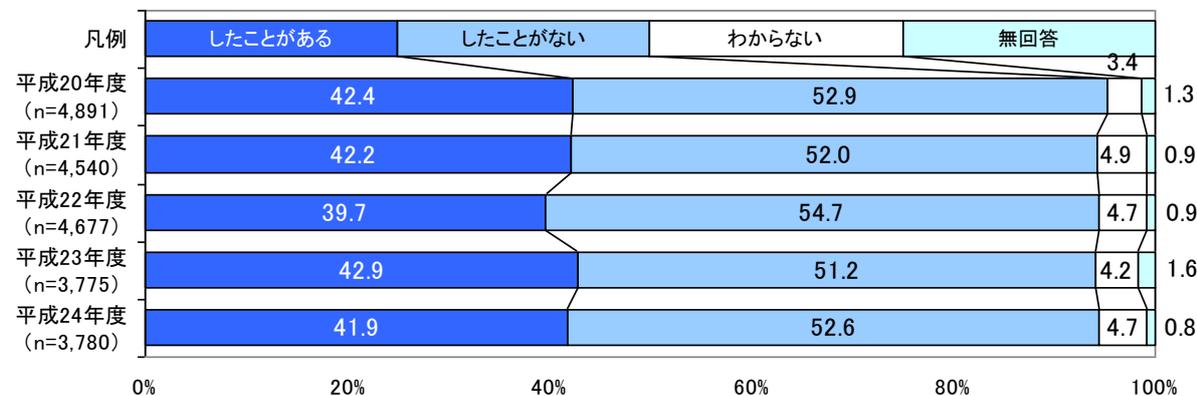
成果指標は、目標値に向け、順調に推移しているとは言えません(P16 グラフ1参照)。ちなみに、内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成24年7月調査)によれば、この1年間に生涯学習を行っているとは回答した者は約57%となっています。一方、生涯学習をしていない者について、主な理由として、忙しくて時間がない、費用がかかる、身近なところに施設や場所がない等あげられます。

本市においても国の世論調査の理由を参考に、庁内関係課をはじめ関係機関との情報共有体制を構築し、企業や学校等のニーズに応じた学習機会の提供等、効果的な学習機会の提供を進めていく必要があります。

また、平成24年度に政令指定都市へと移行し、翌年度には各区のまちづくりビジョンを策定するなど、区を中心としたまちづくりを行っていく中で、今後は、市民と行政の連携・協働により生涯学習を推進していく必要があります。

【グラフ1】《熊本市第6次総合計画市民アンケート調査結果》

あなたは、この1年くらいの間に、生涯学習をしたことがありますか



(3) 目標値

基準値	(H20年度)	42.4%
中間目標値	(H25年度)	45%
目標値	(H30年度)	50%

5 指針の推進にあたって

庁内関係部署からなる「熊本市生涯学習庁内関係課連絡会議」を設置し、本指針の進捗状況の確認や効果の把握等を行うとともに、熊本市社会教育委員会において、進捗状況の評価等を行いながら、本指針の進行管理を行います。

さらに、行政と民間団体からなる「生涯学習関係機関連絡会議」を設置し、生涯学習に関する情報の共有を行うなど、連携を図りながら本市の生涯学習をより一層推進していきます。

6 基本施策

本指針では、「わくわく学習都市くまもと」を実現するために、次の3つの基本施策を設定し、様々な取り組みを進めていきます。

【Ⅰ】生涯学習ネットワークの構築

市民の生涯学習活動を促進するためには、行政と民間団体等とが連携を強化しながら、市民が必要な学習情報を効率的に入手できる体制を整えるとともに、人材、ノウハウ等学習資源の相互活用を推進していく必要があります。

そこで本市では、以下の施策の方向で、生涯学習に関するネットワークの構築に取り組んでいきます。

《推進施策の方向》

施策の方向1	学習情報の収集と提供
施策の方向2	関係機関との連携

【Ⅱ】学習機会の充実

市民の学習意欲をさらに高め、持続させていくためには、人生の各時期において必要とされる学習を提供するとともに、個人が要望する学習と社会の変化に対応するための学習をバランスよく提供していく必要があります。また、市民の生涯学習を支援していくため、施設の利便性を高めるなど、多様なニーズに応じた施設機能の充実を図っていく必要があります。

そこで本市では、以下の施策の方向で、学習機会の充実に取り組んでいきます。

《推進施策の方向》

施策の方向1	ライフステージに応じた学習機会の充実
施策の方向2	社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援
施策の方向3	多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

【Ⅲ】学習成果を生かす環境づくり

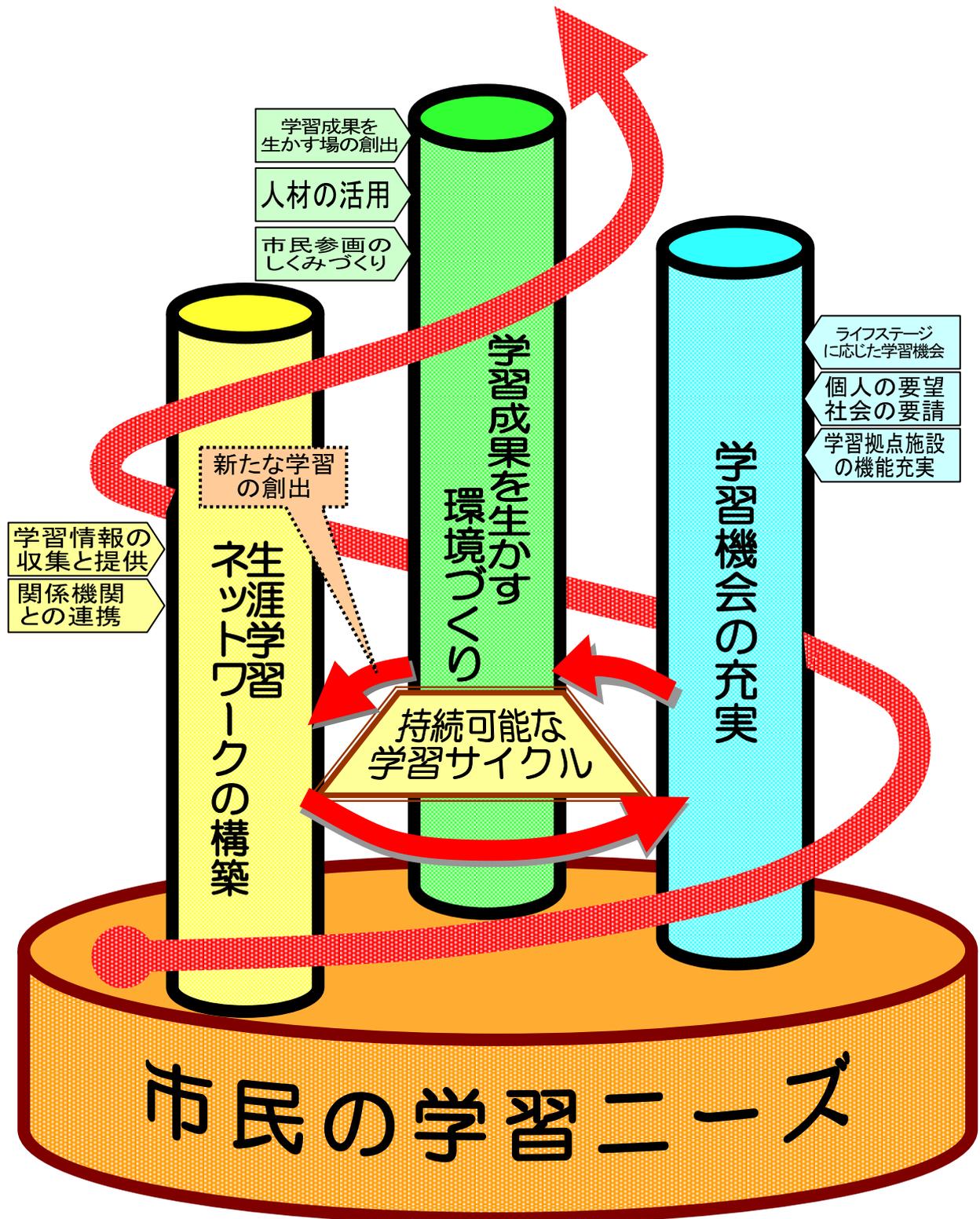
様々な学習により習得した知識や技術等を生かした市民の主体的な活動を支援していくためには、学習成果を地域社会に生かす場を創出するとともに、人材を十分に活用できるシステムを作っていく必要があります。

そこで本市では、以下の施策の方向で、学習成果を生かす環境づくりに取り組んでいきます。

《推進施策の方向》

施策の方向1	学習成果を生かす場の創出
施策の方向2	人材の活用
施策の方向3	市民参画の仕組みづくり

「わくわく学習都市くまもと」の実現 (生涯学習社会の構築)



7 各主体の役割

本市の生涯学習を推進するにあたっては、それぞれの主体が、生涯学習に対する役割と責任を認識し、お互いが対等な立場で協力し合う中で、生涯学習活動を展開していく必要があります。

(1) 市民

- 様々な主体が提供する学習機会への積極的な参加
- 学習成果を生かした地域への貢献 など

(2) 家庭

- 「生きる力」の基盤となる基本的生活習慣の育成
- 親子での地域活動への積極的な参加
- 自主性等の基本的態度・自発的な学習意欲の育成 など

(3) 地域団体

- 学校や社会教育関係団体間の連携によるコミュニティづくりの促進
- 青少年健全育成やボランティア活動の促進による地域教育力の向上
- 学習成果を生かした様々な地域活動の拡充 など

(4) 民間教育事業者・NPOなど

- 専門的な知識・技能の提供
- 蓄積している情報の提供
- 市民のニーズを捉えた学習機会の提供 など

(5) 企業

- 社会貢献事業の推進
- 社内研修の充実
- インターンシップ（※1）の受け入れ促進
- 社員の社会貢献支援のための条件整備促進 など

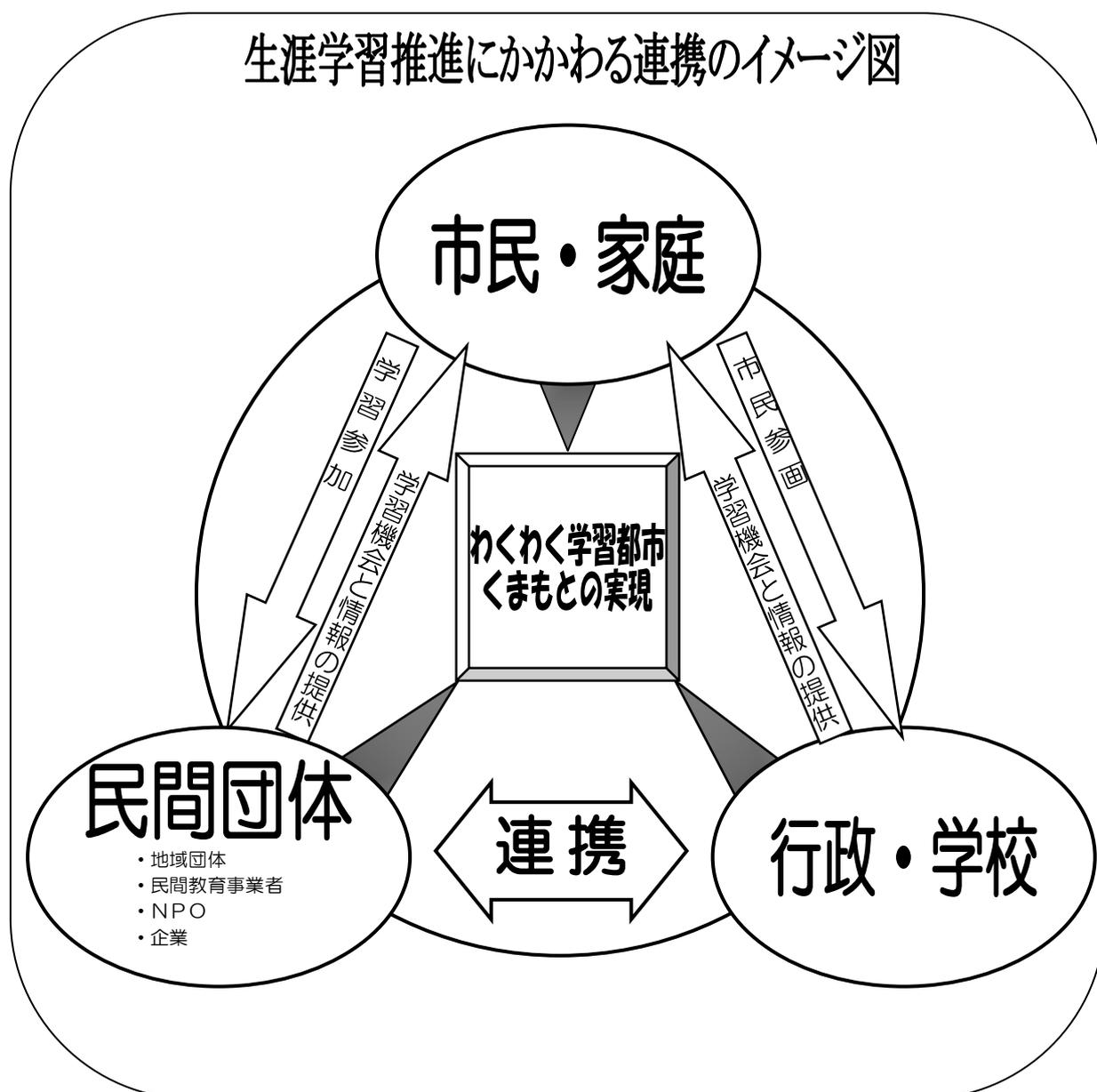
(6) 学校

- 社会生活の基礎となる「生きる力」（※2）の育成
- 社会の変化に伴って生じる現代的課題に対する教育の充実
- 地域と連携した「開かれた学校」（※3）づくり など

(7) 行政

- 生涯学習の理念の普及と啓発
- 学習情報の収集・提供を充実させるための関係機関とのネットワーク化の推進
- 市民の学習ニーズと社会の要請に応える学習機会の提供
- 学習成果を生かす環境づくり など

生涯学習推進にかかわる連携のイメージ図



(※1) 「インターンシップ」とは、学生・生徒が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就労体験を行うこと。

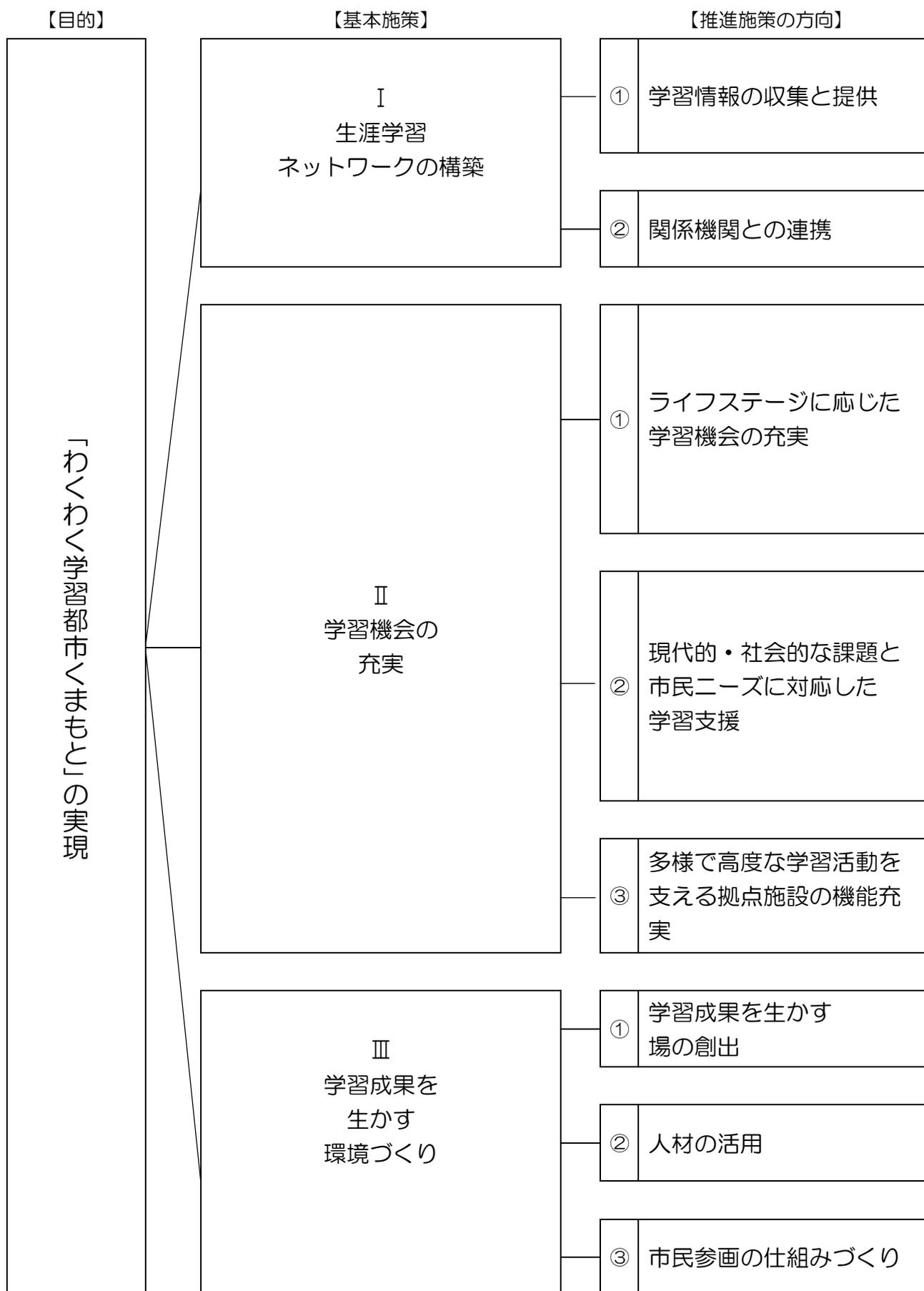
(※2) 「生きる力」とは、基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力や、自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、また、たくましく生きるための健康や体力等のこと。

(※3) 「開かれた学校」とは、学校が家庭・地域と連携協力しながら、一体となって子どもの健やかな成長を担っていくこと。

第3章 施策の展開

この章では、わくわく学習都市の実現に向け、行政を中心とした施策の体系と基本施策ごとの施策の方向、取り組みの例等を示します。

1 施策の体系図



【推進施策等】

- ア 学習情報の収集・提供体制の整備・充実
- イ 学習相談体制の整備充実
- ウ 生涯学習推進に関する調査・研究の充実

- ア 生涯学習関係機関・団体・事業者等との連携
- イ 庁内関係部署との連携強化

- ア 乳幼児期における学習の充実
- イ 学童期（小学生）における学習の充実
- ウ 思春期（中高生）における学習の充実
- エ 成年期における学習の充実
- オ 高齢期における学習の充実

- ア 家庭教育力の向上
 - イ 地域教育力の向上
 - ウ 現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の充実
- 人権意識の高揚、○男女共同参画の推進、○食育の推進、○高度情報社会への対応
○環境問題への対応、○国際化への対応、○消費者問題への対応、○防災学習の推進
○スポーツの振興・健康づくりの推進、○文化芸術の振興および文化財の保全・活用

- ア 社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実
- イ 多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ウ より高度で実践的な学習内容に対応した支援

- ア 学校を中心とした場の創出
- イ 地域を中心とした場の創出

- ア 生涯学習人材バンクの整備と活用
- イ ボランティア情報の収集と提供

- ア 参画型事業の展開
- イ 学習成果の発表機会の充実
- ウ 学習成果の評価システムの整備

2 施策の方向及び推進施策

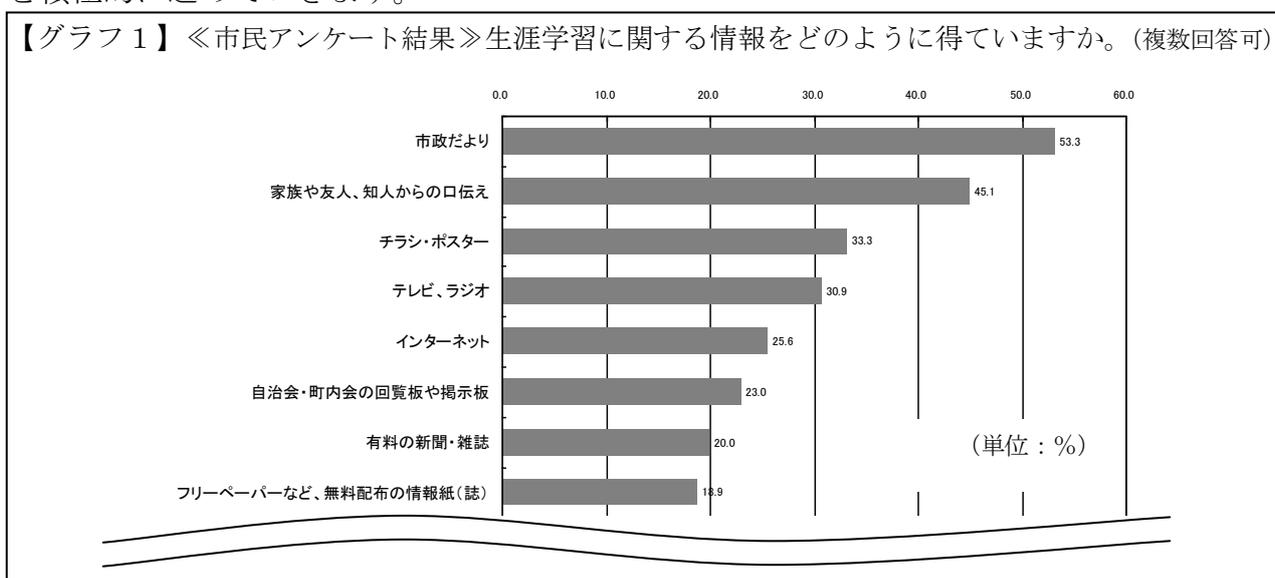
【I】生涯学習ネットワークの構築

① 学習情報の収集と提供

市民一人ひとりの生涯学習に対する自発的な取り組みを促進するためには、市民の要望や社会の要請に応える学習情報を、いつでも、どこでも手に入れられるようにすることが極めて重要です。

そのために、学習情報収集の量的拡大はもちろんのこと、市民の立場に立った多様なメディアによる情報提供や相談体制の充実、また、市民の要望を具体的に知るための調査等を積極的に進めていきます。

【グラフ1】《市民アンケート結果》生涯学習に関する情報をどのように得ていますか。(複数回答可)



ア 学習情報の収集・提供体制の整備充実

市民の学習活動を効果的に支援していくためには、あらゆる学習活動に関する情報の入手を容易にすることが大切です。そのためには、各主体からできるだけ多くの情報を収集するとともに、その情報が市民一人ひとりに行き届く提供方法の工夫が必要となります。

現在、本市は、市政だよりや市ホームページ、地域にたより等を回覧する等の方法で情報提供を行っていますが、市民アンケート調査により、依然として市民が学習情報を入手する媒体として、市政だよりが主流であると同時に、「家族や友人、知人からの口伝え」も多いことが分かりました。このほか、若い世代を中心に、インターネットも活用されています。(グラフ1参照：平成20年)

平成22年1月より熊本市生涯学習情報システム「わくわく学習情報くまもと」を構築し、行政だけでなく、各主体からの情報も積極的に収集するとともに、効果的な情報提供を推進しています。

【取り組みの例】

- ・民間教育事業者等も含めた講座情報の収集・提供
- ・市政だよりをはじめとする情報紙(誌)の充実やSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)(※1)の利活用
- ・総合的な情報提供に関する連絡会議の開催

イ 学習相談体制の整備充実

新たに学習を始める人やもっと深く学習したい人等が、最新の学習情報を入手でき、適切なアドバイスがもらえる相談システムが整備されていれば、自分の興味・関心にあった学習を選択することができます。

市民の求めに応じた学習内容や学習方法について適切な助言・指導ができるように、学習相談体制の整備・充実に努めていきます。

【取り組みの例】

- ・生涯学習コーディネーター(※2)の育成及び生涯学習関係職員研修の充実
- ・個人学習を支援するための図書館等の検索システムの充実
- ・インターネットを活用した学習相談体制の整備

ウ 生涯学習推進に関する調査・研究の充実

市民の学習ニーズを的確に把握し、適切な生涯学習施策を進めるためには、市民の学習に対する考え方や要望等を具体的に知ることができる意識調査が必要です。

市民が、学習しやすい環境づくりに必要な各種調査を進めていきます。

【取り組みの例】

- ・生涯学習に係る市民意識調査の実施
- ・各生涯学習施設における学習ニーズ把握等のためのアンケート実施
- ・調査結果の分析及び分析結果の活用

(※1)「SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)」とは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。熊本市でもフェイスブック「わくわく都市くまもと」を活用し情報発信。

(※2)「コーディネーター」とは、ある事項が、より効果的に進行・達成できるように調整する人のことを言う。

とりわけ、生涯学習分野のコーディネーターは、学習者と学習者、学習者と学習資源(指導者、教材、施設など)の橋渡しの役割のほか、学習者のニーズに応じ、学習内容、学習資源、学習の時間帯や期間など、学習活動に関わる総合的な調整等の役割を担う。

② 関係機関との連携

生涯学習が盛んになるにつれて多様化する広範な学習ニーズに、きめ細かに対応することは、限られた行政資源のみでは困難な状況にあります。

今後は、民間団体等の持つ豊富な学習資源を活用するとともに、行政内部でもこれまで以上に連携を強化していきます。

ア 民間団体等との連携

近年の民間団体等が提供する学習機会は、本市の生涯学習の発展に大きく寄与していることが、市民アンケートの結果からうかがえます。(P 7 グラフ 1 参照)

今後は、学習プログラムをはじめ、人材、ノウハウ等を相互活用できるよう連携を強化し、本市の生涯学習をより一層発展させていきます。

【取り組みの例】

- ・各種機関等との連絡会議の開催
- ・高等教育機関との連携による市民大学講座の拡充
- ・学習プログラムの共同開発及び講師の相互活用

イ 庁内関係部署との連携強化

市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するためには、市の関係課・関係機関が連携を図り、協力体制を強化していく必要があります。

庁内関係部署と生涯学習に関する進捗状況や効果を共有しながら、推進施策に取り組みます。

【取り組みの例】

- ・熊本市生涯学習庁内関係課連絡会議の開催
- ・庁内の生涯学習情報の共有化

【各主体の役割】

主 体	役 割
市民 家庭	<p>○様々な主体が提供している学習情報を積極的に収集し、自分の学習に役立てます。</p> <p>○収集した学習情報を家族や知人等に広め、多くの人に学習情報が届くように努めます。</p>
地域団体 民間教育事業者 NPO 企業など	<p>○地域団体等は、市民一人ひとりに届く学習情報の提供に努めます。</p> <p>○地域団体等は、行政や他の機関・団体等との連携に努め、積極的に学習情報を提供します。</p>
行政 学校	<p>《行政》</p> <p>○庁内関係課及び民間団体等とのネットワーク化を推進し、各主体からの学習情報を積極的に収集するとともに、市民一人ひとりに届く効果的な情報提供を推進します。</p> <p>○市民の求めに応じた学習内容や学習方法について、適切な助言・指導ができるよう学習相談体制の整備充実に努めるとともに、学習しやすい環境づくりに必要な各種調査を進めます。</p> <p>○市民や地域団体に、出前講座等の情報を提供し、地域における学習活動を支援します。</p> <p>《学校》</p> <p>○学校に関する情報を家庭・地域社会へ積極的に発信するなど、開かれた学校づくりに努め、連携協力して諸問題の解決に取り組めます。</p> <p>○大学等と連携し、時代の変化に対応できる人材の育成に努めます。</p> <p>○関係機関や地域との連携を図り、子ども達の安全確保に努めます。</p>

【Ⅱ】 学習機会の充実

① ライフステージに応じた学習機会の充実

教育や学習は、学校教育で完結するものではありません。市民が生きがいのある心豊かな生活を送るためには、乳幼児期・学童期・思春期・成年期・高齢期の各時期における特徴的な課題に応じた学習が必要です。

それぞれの世代に必要な学習内容とともに、学習の出発点であり、かつ、すべての世代に必要な家庭教育に関する学習機会を積極的に提供していきます。

ア 乳幼児期における学習の充実

乳幼児期は、心身の発達とともに自我が芽生え、基本的な生活習慣を身につけるといった人間形成の基礎を作るための大切な時期です。しかし、核家族化が進み、身近に相談相手がおらず、子育てに対する不安を抱えている人が増えているのが現状です。

そこで、乳幼児期の教育とともに、親又は親子での学習機会も充実していきます。

【取り組みの例】

- ・ 子育てに関する学習機会の充実
- ・ 子育てサークル等の支援
- ・ 幼稚園、保育園、小学校の連携事業の実施
- ・ 基本的な生活習慣を培う幼児教育、保育の充実



児童館での子育てサロン開催風景

イ 学童期（小学生）における学習の充実

学童期は、乳幼児期に培った基本的な生活習慣を土台に、学校教育を通じて、生涯にわたって学ぶ意欲や能力を育て、生涯学習の基礎を身につけるとともに、スポーツや様々な体験活動を通じて、心身の健全な発達を図っていく重要な時期です。

また、様々な人間関係を体験し、集団のルール、社会性を身に付けていく時期でもあり、学童期においては、学校教育だけでなく、家庭や地域との連携に基づいた教育活動をおこなって、子どもたちの「生きる力」を育てていきます。

【取り組みの例】

- ・「生きる力」を培う教育の充実
- ・地域におけるボランティア活動の充実
- ・野外活動や体験学習の充実
- ・プレイパーク（※1）活動の支援
- ・キャリア教育（※2）の充実



熊本城子どもわくわく体験学習の様子

（※1）「プレイパーク」とは、“自分の責任で自由に遊ぶ”をモットーにした遊び場のこと。地域住民やボランティアで自主運営しているものが多く、熊本では1988年に IPA くまもとが1日プレイパーク「おもしろ村」を開催したのが始まり。「冒険遊び場」とも呼ばれる。

（※2）キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと）を促す教育のこと。

ウ 思春期（中高生）における学習の充実

思春期は、乳幼児期から学童期を経て培った基本的な知識を応用できるようにする時期であり、また社会や自分の将来への関心が高まり、興味や関心、将来の目標を踏まえて学ぶ内容を選択していく時期でもあります。

一方、この時期は、子どもたちの活動範囲や交友関係が拡大し、乳幼児期から家庭・学校・地域等で育まれてきた生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあることから、これに対応した学習機会の充実に取り組んでいきます。

【取り組みの例】

- ・ ボランティア活動の充実
- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実
- ・ キャリア教育の充実
- ・ 性教育の充実



ボランティア活動の様子

エ 成年期における学習の充実

成年期の学習ニーズは、年齢層が幅広いために、職業や家庭教育、地域活動に関するものから生きがいを追求するものまで、また学習内容も入門的なものから高度なレベルのものまで多岐にわたっています。

これらに応えるために、行政が提供する学習のみならず、民間団体等と連携強化することで学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域の課題解決に関する学習の機会を積極的に提供していきます。

【取り組みの例】

- ・ 家庭教育に関する学習機会の充実
- ・ リカレント教育(※1)に関する学習機会の充実
- ・ 生活向上のための学習機会の充実
- ・ 地域課題解決のための公民館講座の拡充
- ・ 健康（生活習慣病など）に関する学習機会の充実



手話講座の様子

(※1) リカレント教育とは、社会人が必要に応じて、学校に戻って再教育を受けることができる教育制度のこと。

オ 高齢期における学習の充実

高齢期は、これからの高齢社会において、地域や社会の重要な担い手としての活躍を期待される時期であり、自らが培った知識や技術を社会に還元していくことにより地域内・世代間交流が促進されます。

一方で、高齢者が生涯に渡り自己の充実・実現を果たすことができるよう、多様な学習機会の提供や学習成果を生かす場を提供することにより高齢者の生きがいを支援していきます。

【取り組みの例】

- ・ 生きがいを追求するための学習機会の提供促進
- ・ 社会の変化に対応するための学習支援
- ・ 健康や介護予防に関する学習機会の充実
- ・ 伝承遊び等の学習成果を活用した学習機会の充実



生きがい学級の館外研修の様子

② 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

生涯学習は、社会の急激な変化の中で、解決が必要な現代的・社会的な課題を学習するものや、市民一人ひとりのニーズに対応した趣味的な学習から職業能力の向上を目指して学習するものまで様々です。

本市は、生涯学習をより発展させるために、この「社会の要請」と「個人の要望」に関し、主に以下のような学習機会をバランスよく市民に提供していきます。

また、それぞれの学習を組み合わせ、魅力的な学習になるように提供方法も工夫していきます。

ア 家庭教育力の向上

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。しかしながら、親子のコミュニケーション不足や適切なしつけの不足など、家庭における教育機能の低下が心配されています。

家庭が本来の機能を回復できるように、子育て等の学習機会を提供することはもちろん、学校や地域、PTAと一体となって、子どもたちの教育に取り組んでいきます。

また、熊本県において、くまもと家庭教育支援条例(平成25年4月1日施行)が制定され、基本理念として、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有することを掲げています。本市としては、親としての学びを支援する効果的な学習機会を提供するとともに地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成します。

【取り組みの例】

- ・ 学校や地域における家庭教育の促進
- ・ 公民館における家庭教育学級の拡充
- ・ 家庭教育地域リーダーの養成
- ・ P T A活動の支援



家庭教育地域リーダー養成講座の様子

イ 地域教育力の向上

情報化・都市化・少子化・地域住民同士のつながりの希薄化等により、地域社会の持つ機能の低下が心配されています。地域教育を充実させることで、住民一人ひとりのもとより、地域の各種団体（学校・地域団体・NPO・企業など）が、それぞれの役割を自覚し、積極的に地域社会と関わっていけるようにすることが大切です。

そこで、公民館等を地域の拠点として、様々な教育課題、地域課題について各関係者相互の連携・協働によるネットワークの構築をさらに促進していきます。

【取り組みの例】

- ・地域へ出向いて行う学習機会の拡充
- ・地域行事等への支援
- ・地域課題解決のための講座の充実
- ・社会教育関係団体の活動支援



市民のつどいのバザーの様子

ウ 社会的な課題や市民ニーズに対応する学習の充実

○ 人権意識の高揚

すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、市民の願いでもあり、学校・家庭・地域・行政等が一体となって取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や偏見を積極的に解消し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めていきます。

【取り組みの例】

- ・学校や社会教育施設における人権教育・啓発の充実
- ・人権サポーター、ボランティア等の人権教育・啓発に意欲のある人材の育成
- ・熊本人権擁護委員協議会等と連携・協力した人権擁護活動の推進



人権フェスタの様子

○ 男女共同参画の推進

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、家庭、職場、地域、学校など様々な分野において参画できる機会が確保されるよう協力していく必要があります。

そこで、本市では、様々な分野で男女がともに責任を担い、個性と能力を十分に発揮できる社会環境を整備していきます。

【取り組みの例】

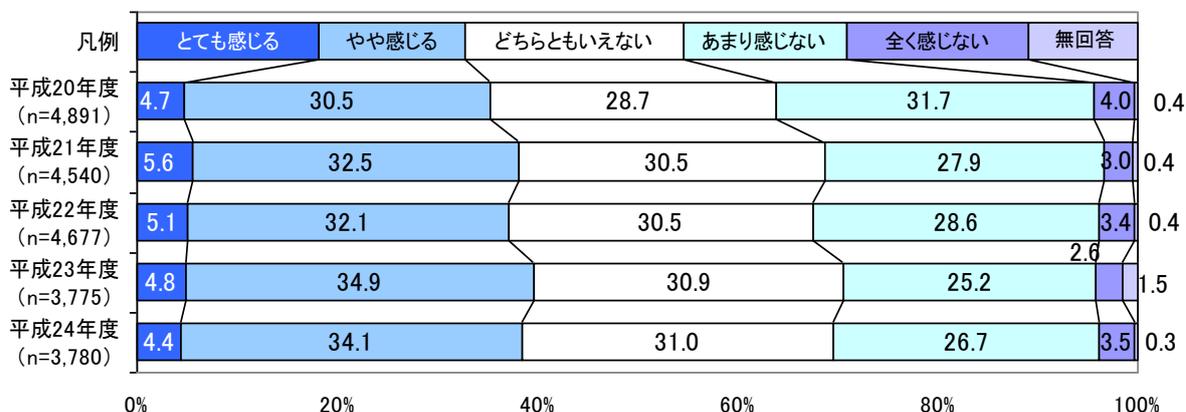
- ・ 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実
- ・ 家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援
- ・ 地域における男女共同参画の推進
- ・ 男女共同参画センターはあもにいの機能充実



はあもにいフェスタの様子

【グラフ1】《熊本市第6次総合計画市民アンケート調査結果》

あなたは、あらゆる分野に男女がともに参画している社会と感じていますか。



○ 高度情報社会への対応

インターネットや情報端末機器の普及により情報を簡単に収集・発信できるようになりました。その反面、ネット犯罪やトラブルに巻き込まれるケースや悪質な書き込みによる人権侵害・いじめ、また、個人情報の無断掲示等によるプライバシー侵害等様々な問題が発生しており、インターネットに関する正しい知識を学ぶ必要があります。また、若年層に対する情報モラル教育を推進する必要があります。

【取り組みの例】

- ・ インターネットトラブル等未然防止のための啓発や学習機会の提供
- ・ 情報モラル教育の推進



スマートフォンの正しい使い方に関する講座の様子

○ 食育（※1）の推進

近年、食を取り巻く環境は、核家族化、社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により大きく変化しています。食品の安全性や信頼性に対する市民の関心も高い傾向にあります。

このようなことから、「食」は生命と健康の基礎であるとの共通認識のもと、市民一人一人が食に関する正しい知識と的確な判断力を身につけ、消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者及び行政等の全ての関係者が「食」の重要性を認識・連携して、それぞれの立場で食の安全安心の確保及び食育の推進に積極的に取り組みます。

【取り組みの例】

- ・全ての市民の食育への理解の増進
- ・市民協働による食育運動の展開
- ・食生活改善をサポートする人材の育成



食育実践講座（大学生コース）の様子

○ 環境問題への対応

本市は、地下水や緑などの豊かな自然に恵まれた良好な環境を有していますが、近年、便利さを優先した経済活動や日常生活等によりこの環境が損なわれつつあります。また、地球的規模では温暖化などの深刻な環境問題が進行しています。

良好な環境を守り、次代へ引き継いでいくために、市民一人ひとりの環境保全意識を高め、環境に配慮した生活や行動の実践を推進していきます。

【取り組みの例】

- ・環境に関する学習機会の充実
- ・環境保全意識を高める啓発活動の推進



わくわく江津湖フェスタ
くまもと環境フェアの様子

（※1）食育とは、食育基本法によると生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけています。

○ 国際化への対応

グローバル化が進む現在、地域社会における在住外国人の数が増えるとともに、外国人と交流する機会も確実に増加しています。それに伴い、異文化への理解や会話能力の向上等の必要性が増してきました。

幅広い視野を持った、国際社会に対応できる人材を育成するとともに、日本人住民と外国人住民の相互理解を深め、ともに暮らしやすい社会をつくっていく、「多文化共生社会」の実現に向けた基盤整備を進めます。

加えて東アジアから選ばれる都市となることを目的に東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進めます。

【取り組みの例】

- ・ 在住外国人に対する暮らしに関する情報や日本文化への理解を深める機会の提供促進
- ・ 友好姉妹都市・交流都市等との友好促進
- ・ 国際交流の担い手となる人材の育成
- ・ 多文化共生・相互理解の推進



ハイデルベルク市交流事業の様子

○ 消費者問題への対応

多様化、複雑化している消費者トラブルを未然に防いだり、早期に適切な対応をするためには、消費者が主体的に情報を集め、合理的に判断・行動できるよう消費生活に関する情報や学習機会を提供する必要があります。

また、被害にあわれた消費者の適切な救済や被害の再発・未然防止のため、相談体制を充実していきます。

【取り組みの例】

- ・ 消費生活出前講座等の啓発講座の充実
- ・ 消費者団体等の自主的な活動の支援
- ・ 消費者センター等の相談体制強化



消費者団体の活動の様子

○ 防災学習の推進

本市は、これまで幾度となく自然災害に見舞われてきており、近年では、都市化に伴う保水力低下等で、僅かな雨で冠水が起きる新たな都市型災害も増加しています。東日本大震災や九州北部豪雨を機に市民の防災への意識も高まっています。市民が安心して暮らすためには、一人ひとりの防災意識の持続と災害に対する日頃の準備が大切です。

そのため、災害時に対処できる知識・技能を習得するための学習機会の提供を更に充実します。

【取り組みの例】

- ・ 防災意識を持続させるための学習機会の充実
- ・ 応急処置に関する学習機会の充実
- ・ 防災啓発活動の推進



地域防災学習会の様子

○ スポーツの振興・健康づくりの推進

スポーツや健康づくりは、趣味程度に楽しむ人から、高度な技術を求める人まで、その活動は幅広く、子どもから高齢者まで世代を超えて楽しめる市民の身近な生涯学習です。

市民すべてがそれぞれのライフステージに応じて、身近な場所で日常的に活動ができるような環境づくりに取り組んでいきます。

【取り組みの例】

- ・ 総合型地域スポーツクラブ（※1）の育成・支援
- ・ 市民スポーツフェスタの開催
- ・ 熊本城マラソンの開催による市民のスポーツ振興
- ・ 区役所を拠点とした小学校区単位の健康まちづくりの推進



熊本城マラソンの様子

（※1）「総合型地域スポーツクラブ」とは、身近な学校施設や公共スポーツ施設を利用して、種目や年齢、性別に関係なく、自由に参加できる地域住民が運営するスポーツクラブのこと。

○ 文化芸術の振興および文化財の保全・活用

市民一人ひとりが心の豊かさを実感するためには、文化芸術の持つ役割が重要です。また、市民の郷土に対する理解と愛着を深めるためには、本市に残っている歴史的文化遺産を適正に保存・整備していくとともに、それらを効果的に活用することが重要です。

多くの市民が文化芸術に触れる機会を拡充し、参画しやすい環境づくりに取り組むとともに、歴史認識や郷土愛を高めるための学習機会の充実や文化財に触れる機会を拡充していきます。

【取り組みの例】

- ・各区役所や各種団体（顕彰会・大学など）と連携した歴史講座や史跡めぐりの開催
- ・記念館の管理運営と活用
- ・史跡の整備および活用
- ・文化芸術活動の振興



記念館での学習会の様子

③ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

市民一人ひとりの生涯学習を支援していくためには、施設の利便性を高め、市民の積極的な利用を可能にすることが重要です。

多くの市民が社会教育施設等を有効に活用できるよう施設の整備や運営、そして学習効果を高める環境の整備を進めていきます。

ア 社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実

公民館・図書館・博物館等の社会教育施設や体育館・運動公園・文化ホール等のスポーツ・文化施設は、市民の最も身近な学習施設として積極的に利用されています。

今後は、各施設の利便性をより一層高め、生涯学習の更なる充実を図るため、このような施設の機能充実に努めていきます。

【取り組みの例】

- ・市立図書館を中核として、プラザ図書館、植木図書館、城南図書館及び各公民館図書室の図書資料の充実
- ・博物館のリニューアルによる展示環境の改善や展示内容の充実
- ・ジェーンズ邸移築と活用
- ・中央公民館耐震化の方向性検討



「知の拠点」として図書館が併設されたくまもと森都心プラザの外観

イ 多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実

学習施設は特定の利用者だけでなく、全ての市民が気軽に利用できる施設であることが大切です。障がいのある人や高齢者、仕事を持っている人や子育て中の人など、それぞれが置かれている立場や環境に関わらず、誰もが気軽に学習活動が行えるように支援していく必要があります。

バリアフリー化やユニバーサルデザインを意識した環境づくり、市民のライフスタイルに配慮した条件の整備に努めていきます。

【取り組みの例】

- ・託児サービスの充実
- ・障がいのある人や高齢者へのサービスの充実
- ・多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応した図書館サービスの向上



公民館における託児の様子

ウ より高度で実践的な学習内容に対応した支援

生涯学習への関心が高まるにつれ、市民の多くが専門的でより高度な学習内容を求めています。また、就職や自己実現に向け、知識やノウハウを身に付けたいという意欲も高まっています。市民の学習意欲を持続させるためには、このような要望に応える学習機会を提供する必要があります。

学習ニーズに合った専門的な学習内容を提供できるように、民間団体等との連携の強化により、資格取得講座等の情報を収集し、提供できるよう努めていきます。

【取り組みの例】

- ・公開講座の受講促進
- ・資格取得講座等の情報の収集・提供
- ・職業訓練に関する各種講習会の充実
- ・起業を考える方やビジネスマンを対象とした各種講座や講習会の受講促進
- ・ビジネスや自己啓発のための図書・情報の利用促進

【各主体の役割】

主 体	役 割
市民 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○提供されている学習機会に、積極的に参加します。 ○生涯学習関連施設を積極的に利用します。
地域団体 民間教育事業者 NPO 企業など	<ul style="list-style-type: none"> ○地域団体・NPOは、それぞれが持つ専門性や知識、技術力を生かし、市民の地域活動への参加や青少年の教育に役立つ実践的な学習プログラムを提供します。 ○民間教育事業者は、市民のニーズを的確に把握し、それに応える学習機会を提供します。 ○企業は、社会貢献活動の一環として、市民向けのシンポジウムや講演会など、市民が学習する機会の提供に努めます。
行政 学校	<p>《行政》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの世代に必要な学習機会を提供します。 ○個人の要望や社会の要請に関する学習機会を、バランスよく提供します。 ○多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実を図ります。 <p>《学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会生活の基礎となる「生きる力」を育成する学習を充実します。 ○人権教育の推進や道徳教育、特別支援教育を充実します。

【Ⅲ】 学習成果を生かす環境づくり

① 学習成果を生かす場の創出

学んだ成果が実際に家庭や職場、地域等の様々な場で生かされると、心の充実感やさらなる学習への意欲が高まります。また、今日、社会全体の教育力向上や課題解決の視点からも、学習した成果を地域社会の様々な公益活動に生かすことが求められています。

本市では、学校や地域の中に市民が自らの学習成果を生かせる機会や場を創出し、市民の主体的な活動を積極的に支援していきます。

ア 学校を中心とした場の創出

子どもたちを健やかに育むためには、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動など、地域住民による積極的な学校支援の取り組みが重要です。

このような取り組みを行う中で、学校を支援しようとしている地域住民に対し、これまで培ってきた知識や技術等の学習の成果を生かす場を創り出していきます。

【取り組みの例】

- ・ 公民館と学校との学社融合（※1）事業の拡充
- ・ 学校支援ボランティア活動（※2）の充実
- ・ 放課後等における子どもの居場所づくりの充実



公民館講座生による
演舞指導の様子

イ 地域を中心とした場の創出

地域の課題解決に向けて市民が主体的に地域づくり活動を推進する上で、生涯学習活動を通じて、課題に対する関心や理解を広げ、多様な人々や団体とのネットワークを築いていくことは大きな力となります。

地域の中で学習の講師や指導者となる人材の発掘や養成に努めるとともに、活動の主体となる様々な人や団体が効果的に結びつくことで活動の幅や効果が広がるよう、適切にコーディネートするなど、学びの成果を住みよい地域社会づくりに生かす場を創り出していきます。

【取り組みの例】

- ・ 地域公民館や子ども会の活動等への講師・指導者の派遣
- ・ 公民館による地域諸行事への協力
- ・ 指導者養成と地域の学習グループの育成



地域公民館の講座の様子

（※1）「学社融合」とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提として、両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子ども達の教育に取り組んでいこうという考え方のこと。

（※2）「学校支援ボランティア活動」とは、特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりの推進のため、学校において登録を行い、学校を活動対象としてボランティア活動を行うこと。

② 人材の活用

市民の多様化する学習ニーズに応えるためには、多くの指導者が必要となります。自分自身の学習成果を生かしたい、職業の場で培った知識や技能を生かしたいといった願いを持つ人々の情報を収集し効率的に活用することは、生涯学習の機会を充実させるためにも大変重要です。

これらの人々の持つ知識・技能・経験を活用できるシステムづくりを進めていきます。

ア 生涯学習人材バンクの整備と活用

市民が生涯学習に取り組むことによって得た知識・技能を生かすことは、学習意欲を持続させることにもつながります。そのためにも、その情報を収集することと、それらを効率的に活用することは大切です。

全市的に学習成果を生かしたい人材の情報を蓄積した「生涯学習人材バンク」のより一層の整備を進め、また各部署、各関係団体と連携を強化することやインターネット等を活用した情報提供に努め、人材の活用を促進していきます。

【取り組みの例】

- ・各部署における人材バンク設置促進
- ・各部署・団体等の作成した人材バンクの相互利用促進
- ・人材発掘の促進

イ ボランティア情報の収集と提供

市民によるボランティア等の公益活動は、市民の自治能力を高め、生涯学習社会の構築に向けての原動力となります。ボランティア活動参加意向を持っている方々の意欲を実現できるよう情報収集と提供に努める必要があります。

ボランティア活動に意欲のある市民の登録制度やその周知、そしてボランティアを必要とする場の情報収集・提供等を、関係部署、関係機関と連携してさらに進めていきます。

【取り組みの例】

- ・ボランティア登録制度の広報・周知
- ・ボランティアを必要とする場の情報収集
- ・市民活動支援センター・あいぽーとの活用促進



あいぽーと文化祭の様子

③市民参画の仕組みづくり

学習により得た成果は、市民の知識や技能を高め、一人ひとりの生活に潤いや生きがいをもたらす一方、学んだ成果を地域の中で発表したり、指導者として還元したり、ボランティア活動をしたり等地域貢献を行うことで、地域の活性化にもつながります。また、市民参画による地域づくりは、地域における様々な課題を解決する1つの方法としても期待されています。

今後は、市民一人ひとりが学習成果を生かして地域貢献できる仕組みづくりを市民とともにつくっていきます。

ア 参画型事業の展開

地域社会における課題が多様化する中で、市民の生活が向上するためには、課題解決に向けた市民の自発的な取り組みが不可欠です。また、学習することによって得た知識やノウハウをたくさんの人に広めたいという市民も多くいます。

本市では、平成23年4月より熊本市市民参画と協働の推進条例が施行し、自主自立のまちづくりのため、参画の機会を拡充し、協働の取り組みを推進します。

市民の自発的な取り組みや願いを自分たちの手で実現できるよう、社会教育施設等と連携しながら積極的に支援していきます。



小学生企画による運動講座の様子

【取り組みの例】

- ・公民館講座を市民が企画する事業の拡充
- ・地域や団体活動を支援するリーダーの養成

イ 学習成果の発表機会の充実

学習の成果を発表できる機会があれば、それに向け知識や技術をさらにレベルアップしようと学習意欲が高まります。また、発表を見る側にとっては、新しい学習分野への興味・関心を寄せる場ともなります。

各施設等と連携し、発表機会の場を提供することで、学習者の学習意欲の向上と新たな学習者の発掘に努めていきます。

【取り組みの例】

- ・各施設や区における学習発表会の充実
- ・地域で行う発表会等への支援



区内公民館生涯学習イベントの様子

ウ 学習成果の評価システムの整備

市民一人ひとりの学習活動を充実したものにするためには、学習することによって得た成果が社会において幅広く通用し、評価され、活用できることが重要です。

学習成果の評価の社会的通用性を向上させるため、各施設で行う講座等での修了証や認定証等の交付促進とともに、評価の方法等についての検討を今後進めていきます。

【取り組みの例】

- ・各施設における養成講座等の修了証の交付促進
- ・学習の習得段階を示す認定制度（〔例〕くまもと「水」検定など）の拡充

【各主体の役割】

主 体	役 割
市民 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○学習成果を生かして、地域づくり等の様々な活動に主体的に参加します。 ○人材バンクに積極的に登録し、学習の成果を地域社会等に生かします。 ○自分の住んでいる地域の課題に関心を持ち、まちづくりに貢献します。
地域団体 民間教育事業者 NPO 企業など	<ul style="list-style-type: none"> ○地域団体やNPOは、地域住民の学習成果を積極的に活用するとともに、地域の伝承行事等を通して、住民相互の親睦を図ることにより、学習成果を地域づくりに生かせる人材を発掘します。 ○民間教育事業者は、学習成果の発表の場を積極的に提供します。 ○企業は、社内研修等において、地域からその講師等を発掘し活用するとともに、従業員の地域でのボランティア活動等を積極的に支援します。
行政 学校	<p>《行政》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域等に、市民の学習成果が生かせる場を創出します。 ○市民が学習することにより得た知識・技能・経験を活用できるよう、人材バンクの整備と活用を促進します。 ○市民が参画できる事業を拡充します。 ○住民と地域団体とのコーディネートや、地域団体の学習活動に対する助言等を行い、学習成果を生かせる環境づくりに努めます。 ○学習の講師や指導者となる人材を育成します。 <p>《学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校支援ボランティアの周知を図り、ボランティア活動を推進します。 ○自分たちの暮らす郷土や地域についての学習を行う際、地域住民を講師として活用します。

参考資料

- 熊本市生涯学習指針策定委員会設置要綱
- 熊本市生涯学習指針策定委員会委員名簿
- 熊本市生涯学習関係課連絡会議設置要項
- 熊本市生涯学習庁内関係課連絡会議設置要綱
- 策定・中間見直しの経緯

熊本市生涯学習指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における新たな生涯学習指針（以下、「指針」という。）の策定にあたり、幅広い市民の意見と各方面の専門的な見識を反映させた検討を行うため、熊本市生涯学習指針策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、指針について審議し、その結果を教育長に答申するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、10名以内の委員で組織する。

2 委員は、学校関係者、社会教育団体の構成員、学識経験者、公募による市民などの中から、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。ただし、特別の事情のあるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長の選出方法は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、委員長は会議を非公開とすることができる。

(生涯学習指針策定ワーキンググループ)

第7条 指針策定に関する個別の調査及び研究などの事務を行うため、委員会に熊本市生涯学習指針策定ワーキンググループを設置する。

(意見の聴取及び資料提出)

第8条 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、委員会において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を、熊本市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。

熊本市生涯学習指針策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

No	区分	氏名	主な所属団体・役職等
1	委員長	こが のりつぐ 古賀 倫嗣	熊本大学教育学部教授
2	副委員長	しん まさし 進 正志	中央公民館自治会役員 崇城大学生命生物学部准教授
3	委員	たなか じゅんこ 田中 順子	熊本市立城山小学校校長
4	委員	みやざわ やよい 宮澤 矢良	熊本市 PTA 協議会常任理事
5	委員	いい かおる 井 薫	熊本市体育協会会長
6	委員	いけだ みき 池田 美樹	熊本県文化協会会員 劇団きらら代表
7	委員	のもと としえ 野元 俊江	熊本市子ども会育成協議会理事
8	委員	さわ かつひこ 澤 克彦	(特活)コミネット協会 専務理事 熊本市青年団体連絡協議会 事務局長
9	委員	かたおか あきら 片岡 昭	熊本地区民間カルチャー事業協議会代表 RKK 学苑長
10	委員	ながみね ひでゆき 長峰 秀幸	公募市民

任期：平成20年6月9日～平成21年3月31日

熊本市生涯学習関係課連絡会議設置要項

(設置)

第1条 本市における新たな生涯学習指針（以下、「指針」という。）の策定について、庁内での検討、関連情報の収集、整理を行うため、熊本市生涯学習関係課連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の委員は、別表のとおりとする。

- 2 座長は会務を総括し、連絡会議を代表する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 座長が必要と認めるときは、新たに委員を加えることができるものとする。

(会議)

第3条 連絡会議は、座長が招集し主宰する。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係職員の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局を、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課に置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月24日から施行する。

別表（第2条関係）

座長	生涯学習部長	
副座長	生涯学習課長	
委員	総務局	危機管理防災室長
委員	企画財政局	広報課長
委員	市民生活局	市民協働推進課長 地域づくり推進課長 文化国際課長 人権推進総室次長 男女共生推進課長 中央まちづくり交流室長
委員	健康福祉局	健康づくり推進室長 高齢介護福祉課長
委員	子ども未来局	青少年育成課長 子育て支援課長
委員	環境保全局	環境企画課長 水保全課長
委員	経済振興局	産業政策課長
委員	教育委員会事務局	総務企画課長 指導課長 健康教育課長 人権教育指導室長 文化財課長 社会体育課長 熊本市立図書館長 熊本博物館長

任期：平成20年6月24日～平成21年3月31日

熊本市生涯学習庁内関係課連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 熊本市生涯学習指針の進捗状況や効果の把握等を行うとともに、庁内関係部署の連携を図るため、熊本市生涯学習関係課庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 庁内連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熊本市生涯学習指針の進捗状況や効果の把握に関する事。
- (2) 本市の生涯学習の取り組みに関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 庁内連絡会議の委員は、別表のとおりとする。

- 2 座長は、会務を総括し、庁内連絡会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 座長が必要と認めるときは、新たに委員を加えることができるものとする。

(会議)

第4条 庁内連絡会議は、座長が招集し主宰する。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係職員の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 庁内連絡会議の事務局を、企画振興局生涯学習推進課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

別表（第3条関係）

座長	企画振興局 次長	
副座長	生涯学習推進課長	
委員	総務局	危機管理防災総室長
委員	企画振興局	区政推進課長 市民協働課長 人権推進総室次長
委員	健康福祉子ども局	健康福祉政策課長 健康づくり推進課長 高齢介護福祉課長 子ども支援課長 青少年育成課長 保育幼稚園課
委員	環境局	環境政策課長 水保全課長 ごみ減量推進課長
委員	農水商工局	産業政策課長 商工振興課長
委員	観光文化交流局	シティプロモーション課長 文化振興課長 スポーツ振興課長
委員	教育委員会事務局	学務課長 指導課長 健康教育課長 人権教育指導室長 熊本市立図書館長 熊本博物館長

策定・中間見直しの経緯

期日	会議の名称及び審議内容等
H20. 6. 9	第1回 熊本市生涯学習指針策定委員会 ○委嘱状交付、諮問 ○指針の概要、市民意識調査結果等について
H20. 7. 4	熊本市生涯学習関係課連絡会議 ○熊本市生涯学習指針改訂について ○本市の取り組みと市民の意識について
H20. 7. 8	(第1回 熊本市生涯学習指針策定ワーキング会議※) ※指針策定委員会委員長と生涯学習部長以下5名の教育委員会職員で構成 ○指針の構成、施策体系等の検討
H20. 7. 16	(第2回 熊本市生涯学習指針策定ワーキング会議) ○指針の構成案、施策体系案等の検討
H20. 7. 22	第2回 熊本市生涯学習指針策定委員会 ○指針の構成案及び施策体系案について
H20. 9. 26	(第3回 熊本市生涯学習指針策定ワーキング会議) ○指針構成、施策体系の修正及び各章・項目の内容等の検討
H20. 10. 31	(第4回 熊本市生涯学習指針策定ワーキング会議) ○指針の各章・項目の内容案等の検討
H20. 11. 4	第3回 熊本市生涯学習指針策定委員会 ○指針の各章・項目の内容案について
H20. 11. 27	熊本市社会教育委員会会議での審議
H20. 12. 3	(第5回 熊本市生涯学習指針策定ワーキング会議) ○指針の各章・項目の内容修正等
H20. 12. 16	(第6回 熊本市生涯学習指針策定ワーキング会議) ○指針答申案の検討
H20. 12. 19	第4回熊本市生涯学習指針策定委員会 ○指針答申案の審議・承認について
H20. 12. 26	熊本市生涯学習指針策定委員長から熊本市教育長へ答申
H21. 2. 18 ～ H21. 3. 10	パブリックコメント（意見公募）の実施
H21. 3. 27	熊本市教育委員会会議にて承認

期日	会議の名称及び審議内容等
H25. 11. 26	熊本市生涯学習関係機関連絡会議にて中間見直しを協議
H26. 1. 10 ～ H26. 2. 9	パブリックコメント（意見公募）の実施
H26. 2. 19	熊本市社会教育委員会議での審議
H26. 3. 25	熊本市教育委員会会議にて承認